



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年 10 月

千葉県人事委員会

人委給第117号

令和元年10月9日

千葉県議会議長 阿井伸也様

千葉県知事 鈴木栄治様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡靖彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	4
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
7	人事院の報告及び勧告の概要	6
8	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 改定すべき事項	
9	高齢層職員の給与	8
10	給与改定実施の要請	8

別紙第2	勧告	11
------	----	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1	人材の確保及び育成	49
	(1) 人材の確保	
	(2) 人材の育成	
2	能力・実績に基づく人事管理	51
3	勤務環境の整備	51
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 仕事と家庭の両立支援等の推進	
	(4) 障害のある職員に対する配慮	
	(5) ハラスメント防止対策	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用	55
5	会計年度任用職員制度への対応	56
6	コンプライアンスの徹底	56

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。民間準拠を基本とするのは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「平成31年人事統計に関する報告」によると、在職者は52,356人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,398人であって、その平均年齢は39.8歳であり、男女別構成は男61.5%、女38.5%、学歴別構成は大学卒59.1%、短大卒12.8%、高校卒28.1%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において363,754円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は393,555円となる。

(報告資料第1表～第3表)

3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した389の事業所について「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、家族手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も89.7%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

4 職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均571円（0.15%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第25表）

（2）特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.51月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.45月）を上回っている。

（報告資料第16表）

5 職員の給与と国家公務員給与との比較

「平成30年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在の国における行政職俸給表（一）適用職員の俸給と本県の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、100.1となっており、前年より0.4ポイント低下している。

6 物価及び生計費

（1）物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.9%上昇しており、千葉市においても0.9%の上昇となっている。

（報告資料第27表）

（2）標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で141,450円、3人世帯で186,870円、4人

世帯で232,270円となっている。

(報告資料第26表)

7 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均387円(0.09%)上回っていることから、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとしている。特別給については、民間の支給割合が国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を0.06月分上回っていることから、支給月数を0.05月分引き上げることとしている。

加えて、住居手当について、公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げる等の見直しを令和2年4月から実施することとしている。

(報告資料〈参考〉人事院勧告の骨子)

8 本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定についての本委員会の見解は、次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約9割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は32.4%(昨年29.8%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%(昨年は該当なし)となっており、昨

年と比べてベースアップを実施した事業所の割合が増加している。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を571円（0.15%）上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げる必要があると判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であると考える。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

(1)の改定についての考え方にに基づき、以下の内容のとおり給料表を改定することとする。

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、初任給及び若年層の給料月額を改定を行う必要がある。（平均改定率 0.2%）

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

アによる行政職給料表適用者の改定額（率）は、次のとおりとなる。

改定の内訳

項目	改定額(率)
給料の月額	518円（0.14%）
はね返り分	48円（0.01%）
計	566円（0.15%）

(注) 「はね返り分」とは、地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の額が、給料の月額等の改定に伴い増減することによる分をいう。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図る

ため、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とする必要がある。支給月数の引上げ分については、人事院勧告の内容に準じて、勤勉手当に配分することとする。

ウ 住居手当

本年、人事院においては、住居手当について、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、これにより生ずる原資を用いて、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、最高支給限度額を1,000円引き上げる見直しを行うこととした。

本県においても、職員住宅・寮の使用料の平均額が現行の住居手当の支給対象となる家賃額の下限（12,000円）を上回っている状況や、近年、県内の民間における住宅手当の最高支給額が上昇してきており、本年の人事院勧告で引き上げることとされた手当の上限額（28,000円）とほぼ同水準となっていること、また、住居手当の額については本県も含めて多くの団体が国に準じていること等を総合的に考慮すると、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

エ 改定の実施時期

アの改定は、平成31年4月1日から実施することとし、イ及びウについては、人事院勧告の内容に準じ実施することとする。

9 高齢層職員の給与

55歳を超える職員の昇給制度については、国に準じて平成26年度から原則として昇給停止としているが、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1号給昇給ができることとしているところである。

当該措置の廃止については、他の都道府県や民間の動向等も踏まえながら、引き続き慎重に検討していく必要がある。

10 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処

遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当について

ア 令和元年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

(イ) 特別管理職員（再任用職員を除く。）

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(イ) 特別管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

(3) 住居手当について

ア 住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

イ 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては令和元年12月1日から、1の(2)のイ及び(3)については令和2年4月1日から実施すること。

(2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、1の(3)の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和3年3月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		

43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			

	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600	381,500						
	95		295,200	343,100	381,900						
	96		295,600	343,500	382,300						
	97		295,800	343,700	382,600						
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
任期付職員		154,900	195,500	227,800	257,500	274,800	294,200	325,600	361,000	405,600	521,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
再任 職員以 外の職員	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400

43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			

91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			
133		356,600	377,500			
134		357,100	378,000			
135		357,500	378,400			
136		357,800	378,800			
137		358,100	379,100			
138		358,500	379,600			

	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

教育職給料表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
再任 用職 員以 外の 職員	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300
	41	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	312,800	368,200	410,900	495,200

43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		

91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
再任用職員	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,300	176,300	264,100	293,000	406,700
	2	163,800	178,400	266,600	295,600	408,200
	3	165,300	180,500	268,900	298,500	409,700
	4	166,800	182,700	271,200	300,900	411,200
	5	168,400	184,700	273,700	303,400	412,600
	6	170,400	186,900	276,100	305,700	414,000
	7	172,200	189,100	278,300	308,000	415,500
	8	174,000	191,300	280,500	310,400	417,100
	9	175,700	193,500	282,600	312,800	418,500
	10	177,900	196,300	284,900	315,200	419,900
	11	179,900	199,000	287,300	317,900	421,300
	12	181,900	201,700	289,400	320,800	422,600
	13	183,900	204,500	291,800	323,200	423,900
	14	186,100	206,200	293,800	325,100	425,300
	15	188,300	207,800	295,700	327,000	426,700
	16	190,500	209,500	297,700	329,100	428,100
	17	192,700	211,300	299,800	331,100	429,300
	18	195,400	212,900	302,200	333,300	430,600
	19	197,900	214,600	304,700	335,400	431,800
	20	200,400	216,200	307,400	337,400	433,100
	21	202,900	218,000	309,600	339,600	434,200
	22	204,600	219,900	312,000	341,500	435,400
	23	206,300	221,800	314,200	343,700	436,700
	24	208,000	223,700	316,800	345,800	438,000
	25	209,500	225,200	319,400	347,500	439,300
	26	210,900	227,200	321,700	349,300	440,500
	27	212,500	229,200	323,900	351,200	441,500
	28	214,000	231,200	326,000	353,100	442,600
	29	215,700	233,000	328,200	354,900	443,800
	30	217,400	235,700	329,900	356,700	444,600
	31	219,100	238,400	332,000	358,400	445,400
	32	220,800	241,100	334,000	360,300	446,300
	33	222,100	243,700	335,800	361,600	447,200
	34	223,800	246,500	337,900	363,300	447,700
	35	225,500	249,100	340,000	364,800	448,200
	36	227,200	251,800	342,000	366,600	448,700
	37	228,700	254,300	344,000	368,500	449,200
	38	230,400	256,700	345,900	370,000	449,700
	39	232,100	259,200	347,900	371,300	450,200
	40	233,800	261,500	349,800	372,900	450,700
	41	235,500	264,000	351,300	374,000	451,200
	42	237,300	266,400	353,100	375,400	451,700

43	239,100	268,600	354,700	376,800	452,200
44	240,800	270,800	356,400	378,300	452,700
45	242,700	272,800	358,200	379,700	453,200
46	244,300	275,000	359,900	381,300	453,700
47	245,700	277,200	361,200	382,900	454,200
48	247,300	279,100	362,800	384,400	454,700
49	248,400	281,300	364,000	385,800	455,200
50	249,900	283,200	365,500	387,300	
51	251,300	285,100	367,100	388,800	
52	252,800	287,100	368,700	390,200	
53	253,700	288,700	370,100	391,400	
54	255,200	291,000	371,600	392,700	
55	256,600	293,300	373,100	393,800	
56	257,900	295,800	374,600	394,900	
57	258,900	297,700	376,100	396,300	
58	260,300	300,100	377,500	397,500	
59	261,600	302,300	378,900	398,700	
60	262,900	304,900	380,200	400,000	
61	264,200	307,200	381,100	401,200	
62	265,000	309,600	382,300	402,200	
63	266,300	311,900	383,500	403,600	
64	267,400	314,100	384,600	404,900	
65	268,500	316,300	385,500	406,100	
66	270,000	318,300	386,700	407,200	
67	271,100	320,300	387,700	408,400	
68	272,400	322,300	388,800	409,500	
69	274,100	324,200	390,000	410,500	
70	275,600	326,300	391,000	411,700	
71	276,900	328,400	392,100	412,900	
72	278,300	330,400	393,300	414,100	
73	279,300	332,500	394,300	414,700	
74	280,400	334,600	395,400	415,500	
75	281,600	336,800	396,500	416,200	
76	282,600	339,000	397,600	416,700	
77	283,800	340,700	398,500	417,000	
78	285,000	342,600	399,400	417,400	
79	286,200	344,300	400,400	417,800	
80	287,400	346,100	401,400	418,200	
81	288,600	347,900	402,200	418,500	
82	289,600	349,700	403,000	418,900	
83	290,800	351,100	403,700	419,300	
84	292,000	352,900	404,500	419,600	
85	292,900	354,100	405,200	419,900	
86	293,900	355,700	406,000	420,300	
87	294,600	357,200	406,700	420,700	
88	295,600	358,700	407,400	421,000	
89	296,600	360,000	408,000	421,300	
90	297,500	361,300	408,700	421,600	

91	298,400	362,700	409,200	421,900
92	299,200	364,100	409,900	422,100
93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,900	391,700		
122	312,100	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,900	394,500		
126	313,100	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		

	139	316,300	400,700			
	140	316,600	401,000			
	141	316,800	401,300			
	142	317,000	401,600			
	143	317,300	401,900			
	144	317,600	402,200			
	145	317,800	402,400			
	146	318,000	402,700			
	147	318,300	403,000			
	148	318,600	403,200			
	149	318,800	403,400			
	150	319,000	403,700			
	151	319,300	404,000			
	152	319,600	404,200			
	153	319,800	404,400			
	154	320,000	404,700			
	155	320,300	405,000			
	156	320,600	405,200			
	157	320,800	405,400			
	158	321,000	405,700			
	159	321,300	406,000			
	160	321,600	406,200			
	161	321,800	406,400			
再任用職員		227,500	271,100	298,100	324,400	405,200
任期付職員		188,300	211,300	264,100	276,000	391,300

備考 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
再任 用職 員以 外の 職員	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500

43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	263,500	318,600	388,600	439,900	
75	264,700	319,700	389,200	440,400	
76	265,700	320,800	389,900	440,900	
77	266,800	321,900	390,600	441,400	
78	267,900	322,900	391,200	442,000	
79	269,100	323,800	391,800	442,500	
80	270,000	324,700	392,400	443,000	
81	271,200	325,800	393,000	443,500	
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			

91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400				
111	296,700				
112	297,000				
113	297,300				
114	297,600				
115	297,900				
116	298,200				
117	298,500				
118	298,900				
119	299,200				
120	299,600				
121	299,900				
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
再任用職員及び任期付職員以外の職員	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600

43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		

	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付職員		274,500	307,200	353,900	428,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
再任 職員 及 び 任 期 付 職 員 以 外 の 職 員	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	

43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			

	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300					
	99		292,900	329,600					
	100		293,200	329,900					
	101		293,500	330,100					
	102		293,700	330,400					
	103		293,900	330,800					
	104		294,200	331,000					
	105		294,500	331,200					
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500
任期付職員		173,600	194,700	216,100	236,800	265,200	303,900	335,900	395,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
再任 用職員及 び任期付 職員以外 の職員	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300

43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	433,900	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	434,200	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	434,500	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	434,900	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		

91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100			
119	295,300	326,500			
120	295,700	326,700			
121	296,000	326,900			
122	296,400	327,200			
123	296,700	327,500			
124	297,100	327,800			
125	297,300	328,000			
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			

	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600						
	147	303,900						
	148	304,300						
	149	304,500						
	150	304,700						
	151	305,000						
	152	305,300						
	153	305,700						
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
任期付職員		176,700	209,800	233,100	252,300	274,700	307,500	336,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500
	2	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700
	3	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800
	4	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200
	5	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100
	6	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200
	7	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200
	8	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000
	9	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800
	10	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600
	11	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600
	12	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300
	13	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000
	14	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700
	15	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500
	16	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200
	17	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000
	18	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000
	19	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000
	20	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500
	22	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400
	23	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200
	24	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200
	25	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700
	26	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200
	27	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900
	28	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600
	29	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600
	30	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200
	31	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700
	32	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300
	33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800
	34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100
	35	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400
	36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600
	37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800
	38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800
	39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800
	40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800
	41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200
	42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800

43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500
44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200
45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800
46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100
47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700
48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200
49	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500
50	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200
51	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900
52	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600
53	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200
54	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900
55	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600
56	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200
57	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600
58	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300
59	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000
60	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700
61	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100
62	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400
63	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700
64	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000
65	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200
66	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500
67	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800
68	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100
69	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300
70			369,600	422,000	449,600
71			370,000	422,600	449,900
72			370,300	423,200	450,100
73			370,800	423,700	450,300
74			371,000	424,300	
75			371,500	424,800	
76			371,900	425,400	
77			372,200	425,900	
78			372,700	426,500	
79			373,200	427,200	
80			373,700	427,800	
81			374,200	428,100	
82			374,600	428,700	
83			375,100	429,400	
84			375,600	430,000	
85			376,000	430,400	
86			376,500	430,900	
87			376,900	431,600	
88			377,400	432,300	
89			377,900	432,500	
90			378,400		

	91			378,900		
	92			379,400		
	93			379,700		
	94			380,100		
	95			380,600		
	96			381,000		
	97			381,500		
	98			381,800		
	99			382,300		
	100			382,700		
	101			383,300		
再任用職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200
任期付職員		184,600	236,800	263,400	307,100	328,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 社 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200	362,900
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400	365,500
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700	367,900
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900	370,500
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100	372,400
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100	374,900
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300	377,200
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500	379,700
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400	382,100
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600	384,800
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600	387,400
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800	390,100
	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600	392,500
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600	394,800
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600	397,000
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600	399,400
	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300	401,200
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300	403,200
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100	405,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000	406,900
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900	408,800
	22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800	410,600
	23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800	412,400
	24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700	414,300
	25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700	416,100
	26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600	417,600
	27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600	419,100
	28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600	420,700
	29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800	436,000

43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000	436,700
44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100	437,400
45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800	438,200
46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500	439,000
47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200	439,400
48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900	440,100
49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500	440,600
50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100	441,000
51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600	441,400
52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700	
55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000	
56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300	
57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600	
58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900	
59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200	
60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500	
61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800	
62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000	
73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200	
74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500	
75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800	
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
78	251,000	315,700	341,400	386,000		
79	252,000	316,400	341,900	386,500		
80	253,000	317,100	342,300	387,100		
81	253,900	317,400	342,500	387,600		
82	254,600	317,700	342,800	388,000		
83	255,600	318,300	343,300	388,400		
84	256,600	318,600	343,700	388,800		
85	257,200	319,000	344,000	389,000		
86	258,000	319,300	344,300	389,200		
87	258,700	319,700	344,800	389,500		
88	259,600	320,000	345,200	389,800		
89	260,200	320,500	345,500	390,000		
90	261,000	320,900	345,900	390,300		

91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		391,300
95	264,200	322,600		391,600
96	264,900	323,000		391,800
97	265,600	323,400		392,000
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			
137	279,800			
138	280,100			

	139	280,400					
	140	280,700					
	141	280,900					
	142	281,100					
	143	281,300					
	144	281,600					
	145	282,000					
	146	282,200					
	147	282,500					
	148	282,800					
	149	283,100					
	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800
任期付職員		178,500	202,200	245,400	260,900	294,200	325,600

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

公務運営に関する報告

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

民間企業等の高い採用意欲等を背景に、人材確保が引き続き厳しい状況にある中、複雑・高度化する行政課題に的確に対応していくためには、県民の視点に立った高い使命感や倫理感を持ちながら、着実に職務を遂行し、かつ、創造性やチャレンジ精神にあふれる多様で有為な人材を確保する必要がある。

このため、本県においては、広報・啓発活動として、職員採用セミナーの充実や、大学等での採用説明会の実施回数の増加を図るほか、ホームページにおいて技術系職種等の仕事紹介を行うなど、県の魅力や仕事内容、やりがいなどを積極的に発信し、受験者の確保に努めている。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ツイッター）を活用し、より効果的に採用試験情報の発信を行っている。

また、女性職員の採用については、千葉県女性職員活躍推進プランに基づき、千葉県職員しごとセミナー等の機会を捉えて、女性職員の活躍の様子や仕事と家庭が両立できる働きやすい職場であることを積極的に発信し、より多くの女性に受験してもらうための取組を進めている。

試験制度については、平成28年度に、専門試験を課さず、プレゼンテーションを取り入れた面接を行う試験職種「一般行政B」を創設し、平成29年度には、社会人採用選考考査において、従来実施していた教養試験を廃止するなど、多様な能力・経験を有する人材を確保するために必要な見直しを行っている。

さらに、障害者雇用については、昭和56年度から身体障害者を対象に採用選考考査を実施してきたが、平成30年度においては、事務系職種において知的障害者や精神障害者まで対象を拡大するなど、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨や国及び他都県の実施状況を踏まえ、受験資格の大幅な見直しを行った。また、今年度においては、資格免許職についても事務系職種と同様の受験

資格の見直しを行ったところである。

障害者が障害の特性等に応じて能力が発揮できるよう、積極的かつ計画的に障害者雇用の推進を図っていくことが求められる。

今後とも、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努め、任命権者と連携しながら、多様で有為な人材の確保を図っていく。

(2) 人材の育成

社会経済情勢の変化に伴い、複雑・高度化する様々な課題を解決するためには、職員の意欲を高めつつ、その能力を最大限に活用していく必要がある。

現在、職員能力開発センターでは、若手職員育成研修において、業務に対する意欲向上を図るため、キャリアデザインの意識付けの強化を図っており、このような取組を通じ、職員自らが描いたキャリアビジョンの実現に向け、主体的な能力開発の機会を設けることが重要である。

そのため、執務を通じた人材育成（O J T）に加え、それを補完する執務を離れた研修（O f f - J T）や自主的学習など、職員自身がやる気、やりがいを持って取り組む自己研鑽に対し、組織としての支援を進め、人を育てる職場環境づくりの醸成が図られることが期待される。

併せて、職員研修については、今後とも職員や所属の研修ニーズを的確に捉え、時代に合った研修メニューを提供していくことが求められる。

また、近年、若年層の職員の割合が増加する一方で、後輩の指導・育成を担うべき中堅層の職員が減少している中、適切な事務処理を着実に行うとともに、将来に向かって組織力を高めていくことが課題となっている。

そのため、管理職や班長等のマネジメント能力の更なる向上とともに、班長等をサポートする職員のフォロワーシップを強化するための人材育成の取組が重要である。

こうした人材開発に当たっては、組織力向上のみならず、県民志向、仕事力向上を加えた千葉県人財開発基本方針で示されている「目指すべき職員像」に十分留意しながら、個々の職員の意欲を高め、能力を引き出す取組を進めていく必要がある。

2 能力・実績に基づく人事管理

人事行政の公正を確保し、公務の質を高く保つためには、地方公務員法の趣旨に従い、職員の能力と勤務実績を的確に評価するとともに、その評価結果を人事管理の基礎として活用することが重要である。

そのため、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、引き続き評価者の評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、運用実態の検証、苦情相談制度の運用などにより、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等へ適切に活用していくことが必要である。

3 勤務環境の整備

社会全体において働き方改革の動きが進む中、職員が、心身ともに健康で、仕事と生活の調和が図られ、生き生きと意欲的に職務に取り組むことのできる勤務環境は、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、公務能率や県民サービスの向上の観点からも重要である。

このため、任命権者においては、総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努めるとともに、育児や介護等、様々な事情を有する職員のための仕事と家庭の両立支援制度の充実を図るなど、全ての職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方の実現に引き続き取り組んでいく必要がある。

(1) 総実勤務時間の短縮

任命権者においては、これまで、総実勤務時間を短縮するため、「総労働時間の短縮に関する指針」や人事評価制度などにより、「ノー残業デー」の実施や年次休暇等の取得促進、総実勤務時間の短縮に資する管理職等の能力発揮に対する適切な評価や各部局における事例等の情報共有など様々な取組を推進してきたところであるが、依然として一部の職員において、長時間の時間外勤務を行っている状況が見受けられる。

こうした中、本県では、労働基準法及び人事院規則の改正を踏まえて、人事

委員会規則を改正し、時間外勤務を命ずることができる上限時間（以下「上限時間」という。）を、原則1箇月45時間、1年360時間と設定し、本年4月より施行した。また、災害等の特別な事情により上限時間を超えた場合は、任命権者はその要因の分析等を行い、その結果を本委員会へ報告することも定めた。

任命権者においては、適切な方法により総実勤務時間の把握に努め、上限時間を超える時間外勤務が生じることのないよう、総実勤務時間の縮減を意識した計画的な業務の遂行について職員に周知徹底するとともに、所属長等の管理職員が部下職員の業務管理を適切に行い、時間外勤務命令を必要最小限にとどめる等、マネジメントの強化を図ることが重要である。

また、限られた時間の中で効率的に業務を遂行するためには、職員一人ひとりの業務改善に対する意識を醸成することが必要である。さらに、業務の効率化を図るための方法の一つとして、知事部局において実証実験が行われているRPA（ロボットによる業務自動化）のような、ICTを活用した取組を推進することも必要である。

あわせて、年次休暇の取得促進に向けて、業務の繁閑を踏まえて計画的、連続的に休暇を取得するよう職員の意識向上を図るとともに、引き続き年次休暇等を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

さらに、これらのマネジメント強化、業務の効率化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合には、適正な勤務時間管理を行った上で、人員の配置を含めた措置を講ずる必要がある。

特に、教職員の多忙化については、全国的な問題となっており、本県教育委員会においても、昨年実施した実態調査等を踏まえて策定された「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、勤務時間の上限や教職員の意識改革の目標を掲げ、組織的に取り組んでいるところである。

教職員が教育活動に専念できる環境を整えることは次代を担う児童生徒の成長にとって重要な課題であり、引き続きこうした取組を推進し、教職員の負担軽減を図ることが必要である。

(2) 職員の健康管理

任命権者においては、これまで、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んできたところである。

しかしながら、本県における、精神性疾患を理由とする療養休暇取得者や休職者の人数は、近年横ばい状態であり、また、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合は、依然として高くなっている。

こうした中、任命権者においては、セルフケアを推進するための研修の拡充や、精神科産業医による休職者の復職支援等の対策を講じており、知事部局においては、本年3月に第3次メンタルヘルスプランを策定し、ストレスチェックによる1次予防の充実等を推進している。

引き続き、メンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努めることが必要であり、ストレスチェック制度を効果的に活用していくべきである。

また、長時間労働は労働者の心身の健康に重大な影響を与えることから、これまでも、任命権者においては、勤務時間の把握及び所定の長時間勤務を行った職員に対する医師の面接指導等を実施してきたところであるが、労働安全衛生法が改正され、管理職員も含めた職員の勤務時間の状況を、パソコンの使用時間記録等の客観的な方法により把握し、産業医へ必要な情報提供を行うとされたことから、より適切に勤務時間の状況を把握するとともに、医師による面接指導を確実に実施する必要がある。

職員の健康管理を充実するため、法改正により機能強化された産業医との連携を図りながら、安全衛生活動をさらに活性化し、引き続き、働きやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援等の推進

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」や「千葉県女性職員活躍推進プラン」など両立支援に関する各種の取組を行い、制度の

充実に努めてきたところである。

しかしながら、男性職員の育児休業の取得率は依然として低い状況であり、出生時における連続休暇の取得率についても、数値目標には達していない状況である。

さらに、介護を要する家族を抱える職員の増加も見込まれることから、育児休業や看護休暇等を、性別にかかわらず取得しやすくするために、職員間での業務に関する情報の共有化や、管理職員に対する意識啓発などの取組を引き続き推進することが必要である。

また、育児や介護に限らず、不妊治療などの様々な事情を有する職員が安心して働き続けられるよう、民間や他団体の取組状況を注視しながら、職場環境の整備を図っていく必要がある。

テレワークやフレックスタイム制などの柔軟で多様な働き方については、育児や介護等、個々の職員の様々な事情に応じた働き方の選択が可能となり、多様な人材の能力発揮が期待できるものである。

任命権者においては、既に在宅勤務やサテライトオフィス勤務を試行し、本年4月からは、従来の時差出勤区分に新たな区分を追加するなど、制度の拡充を行ってきたところである。

今後も、職員のニーズや制度の利用状況、国や他団体の制度などを参考にしながら、引き続き、職員が活用しやすい制度を検討していくことが必要である。

(4) 障害のある職員に対する配慮

障害のある職員については、育児や介護等の事情がある職員と同様の時差出勤区分を利用可能とし、また、休憩時間の短縮や、分割取得ができるよう関係規程の改正を行い、本年4月より施行している。

また、任命権者においては、「職場支援員」及び「相談窓口」の設置に関する要綱を策定し、合理的配慮事例をまとめたパンフレットを作成するなど、障害の特性に合った適切な配慮が行われるよう取組を行っている。

引き続き、障害のある職員が様々な職場において活躍することができるよう、勤務環境を整えるとともに、障害の特性や合理的配慮事例について広く周知し、

所属におけるサポート体制の強化を図っていくことが重要である。

(5) ハラスメント防止対策

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の防止対策については、各任命権者において要綱を定め、相談窓口の設置や周知、職員の意識啓発に取り組んでいるところであるが、ハラスメントに関する相談件数は一定数存在している。

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するだけでなく、職場環境を悪化させ、公務能率低下の要因となるため、任命権者においては、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施するなど、ハラスメントのない職場づくりを推進することが重要である。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことから、今後、国等の動向を踏まえ、任命権者において、適切に対応することが必要である。

4 高齢層職員の能力及び経験の活用

少子高齢化の進展による労働力人口減少への対応、また、雇用と年金の接続を図るため、高齢者の雇用を推進しその能力や経験を十分活用していくことが重要な課題となっている。

そのため、本県においては、定年退職する職員の再任用制度を設け、その能力や経験の活用に努めているところであるが、今後も、再任用希望者の意欲や能力、適性等を十分に活かせる職務に配置することなどにより、更に再任用制度の円滑な実施に向けて努めていく必要がある。

また、人事院は、昨年8月に、定年年齢を段階的に65歳まで引き上げることが必要であるとし、立法措置を求める意見の申出を行った。その中では、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60歳を超える職員の給与水準を設定しつつ、短時間勤務制の導入により60歳を超える職員の多様な働き方を可能とすることのほか、組織活力を維持するための役職定年制の導入などの具体的な措置が掲げられている。

現在、国においては、人事院の意見の申出を踏まえて検討が行われており、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する。」とされている。

地方公務員の定年年齢は、地方公務員法において「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」こととされていることから、本県においても、引き続き国の動向等を注視しつつ、定年延長をはじめとした高齢期の雇用問題に関わる人事管理や給与制度の在り方について検討を進めていく必要がある。

5 会計年度任用職員制度への対応

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成29年5月17日に公布され、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員については、任用条件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。

本県においても、改正法の施行される令和2年4月に向けて、条例等の会計年度任用職員制度に係る規程を整備するなど、当該制度の円滑な運用開始への準備を着実に進める必要がある。

6 コンプライアンスの徹底

職員は、県民全体の奉仕者であることに鑑み、県民の信頼に応え、自らの責任を自覚し、倫理感・使命感を持って行動することが求められている。

本県では、昨年12月に「千葉県職員倫理条例」を制定し、任命権者においては、「職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則」・「同条例及び同規則に違反した場合の懲戒処分の基準」を定めるとともに、職員のモラルの維持向上、信用失墜行為の防止の観点からもコンプライアンスの徹底に努めているところである。

県民の信頼に応えていくためには、引き続き、勤務時間内外にかかわらず、職員一人ひとりが千葉県職員としての自覚を十分にもって行動するよう、厳正な服務規

律の保持について徹底を図るとともに、研修等の様々な機会を通じて職員への定期的・継続的な意識啓発に取り組むことが重要である。

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勸 告

給与等に関する報告資料の説明	5
----------------	---

1 平成31年人事統計に関する報告

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37

2 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
第15表 民間における住宅手当の支給状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	42
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	43
第19表 民間における定期昇給制度の内容	43
第20表 民間における定期昇給の実施状況	43
第21表 民間における定年制の状況	44
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	44

第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	44
第24表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	45
その1	給与比較の対象職種	45
その2	給与比較の対象外職種	61
その3	再雇用者	62
〈参考〉	職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	63

3 職員給与と民間給与との比較

第25表	職員給与と民間給与との比較	66
------	---------------	----

4 生計費関係

	平成31年4月の標準生計費算定方法	68
第26表	千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）	68

5 労働経済指標

第27表	労働経済指標	70
------	--------	----

6 人事院勧告

〈参考〉	人事院勧告の骨子	74
------	----------	----

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成31年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成31年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,912事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から389事業所(うち千葉市109事業所、その他県内地域280事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は347事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係635人(行政職に相当する調査実人員589人)、初任給関係以外の調査職種13,708人(行政職に相当する調査実人員12,228人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は97,365人であり、行政職に相当するものは、69,028人である。)

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,912事業所
抽出事業所	389事業所
調査の完結した事業所	347事業所(調査完了率89.7%)
調査実人員	14,343人 (初任給関係 635人) (初任給関係以外の調査職種 13,708人)

第3 職員給与と民間給与との比較

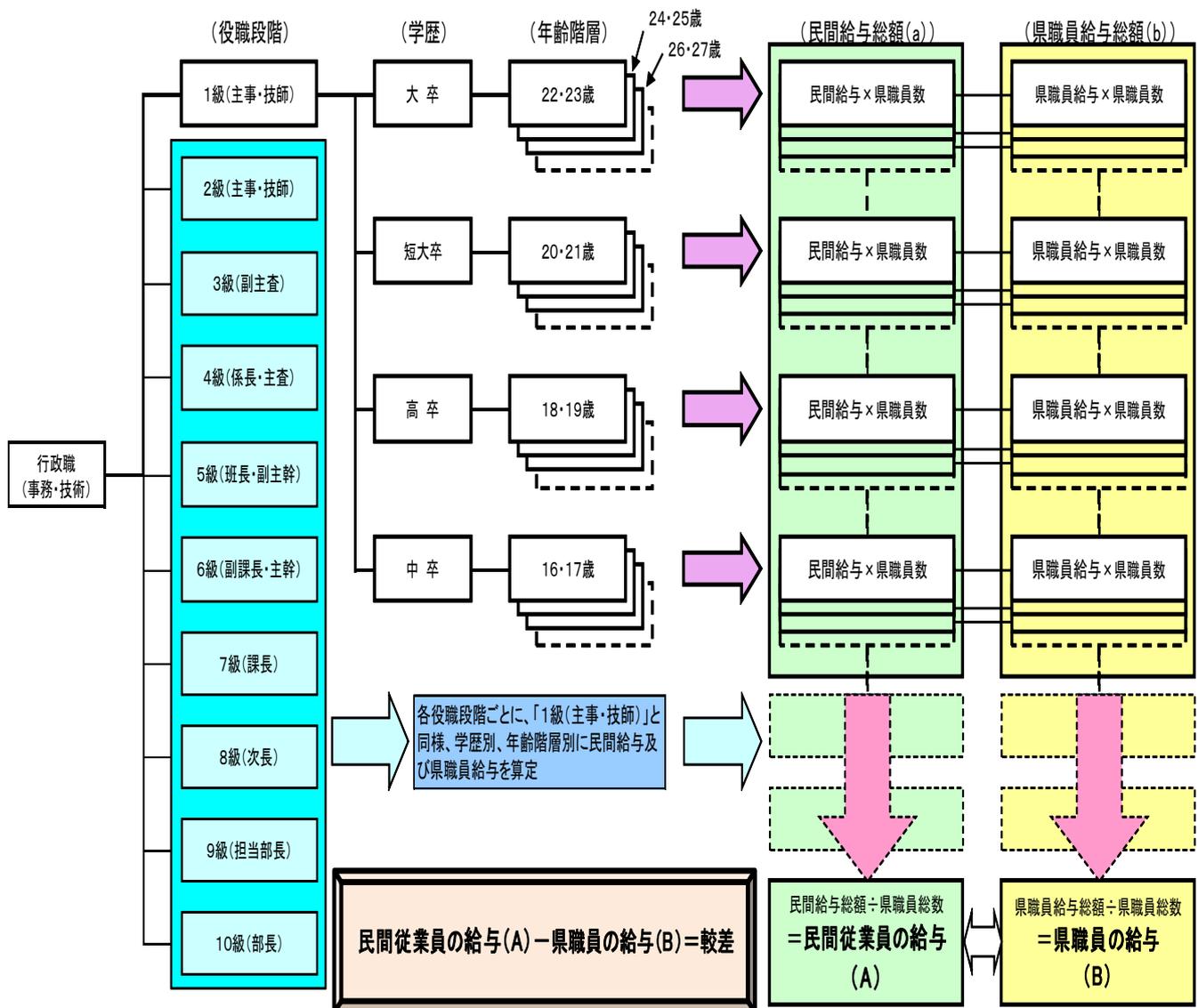
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



平成 31 年人事統計に関する報告
(職員給与関係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成31年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			52,356	39.6	17.3
一般職員	行政職給料表		9,398	39.8	18.1
	研究職給料表		391	43.6	19.4
	医療職給料表(一)		18	53.3	27.7
	医療職給料表(二)		503	39.0	15.1
	医療職給料表(三)		189	42.3	18.4
	海事職給料表		45	41.9	21.6
	福祉職給料表		172	33.0	10.3
	特定任期付職員給料表		4	50.8	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		0	—	—
計			10,720	39.9	17.9
教育職員	教育職給料表(一)		79	48.7	24.3
	教育職給料表(二)		30,239	40.3	17.3
	計		30,318	40.4	17.3
警察官	公安職給料表		11,318	37.4	16.8

(注) 1 再任用職員等は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成31年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	73.9	9.0	17.1	0.0	58.9	41.1
行政職給料表	100.0	59.1	12.8	28.1	0.0	61.5	38.5
研究職給料表	100.0	99.2	0.8	-	-	71.6	28.4
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	55.6	44.4
医療職給料表(二)	100.0	77.9	22.1	-	-	33.6	66.4
医療職給料表(三)	100.0	66.7	32.8	0.5	-	6.3	93.7
海事職給料表	100.0	11.1	57.8	31.1	-	97.8	2.2
福祉職給料表	100.0	70.3	26.2	3.5	-	38.4	61.6
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	-	-	-	75.0	25.0
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	72.2	25.3	2.5	-	31.6	68.4
教育職給料表(二)	100.0	90.6	9.1	0.3	-	47.4	52.6
公安職給料表	100.0	40.7	4.3	54.9	0.1	89.5	10.5

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	30.4	10,584	40.2	18.2	315,206	6,520
	31.4	10,720	39.9	17.9	312,640	6,318
うち 行政職員	30.4	9,262	40.1	18.4	311,991	6,590
	31.4	9,398	39.8	18.1	309,516	6,373
教育職員	30.4	30,537	40.8	17.9	355,440	6,144
	31.4	30,318	40.4	17.3	354,053	6,046
警察官	30.4	11,720	37.3	16.7	320,156	10,425
	31.4	11,318	37.4	16.8	322,648	10,651
計	30.4	52,841	39.9	17.7	339,555	7,169
	31.4	52,356	39.6	17.3	338,784	7,097

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警察職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。
 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等
 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

(平成31年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,748	30,641	6,199	1,675	369,989	
9,633	30,369	6,632	1,570	367,162	99.2
9,916	30,295	6,073	1,493	366,358	
9,833	30,039	6,525	1,468	363,754	99.3
5,127	33,752	6,264	6,078	412,805	
5,067	33,606	6,416	6,033	411,221	99.6
2,096	30,622	4,306	390	367,995	
2,127	30,889	4,542	375	371,232	100.9
5,380	32,434	5,817	3,935	394,290	
5,366	32,356	6,055	3,897	393,555	99.8

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	7,194 人	2,621 人	3,951 人	622 人
2人	6,495	2,586	3,710	199
3人	4,084	3,038	1,011	35
4人	1,020	900	114	6
5人	106	94	12	0
6人以上	21	18	3	0
計	18,920	9,257	8,801	862

手当受給者1人当たり 平均手当月額	19,639円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学校 の事務 主幹	県立学校 の事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	25	155	356	2,117	34	1,264	79	141	4,171	67,358

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1 人当たり平均 手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上		
受給者	135	14	0	3	0	0	0	0	0	0	0	152	31,211

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		12,146 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		5
11,000円以上27,000円未満の受給者		2,971
27,000円の受給者		9,170
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,099 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平 均 手 当 月 額
	2 人	10,000 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	13,065 人
	交通用具のみ使用者	33,498
	交通機関等・交通用具併用者	1,253
	小 計	47,816
非 受 給 者		4,540
計		52,356
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,715 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,275

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成31年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										1
3										2
4										2
5										1
6										1
7										
8										
9	51	5								
10	5	3								
11	1	65	1							
12	1	34	1							
13	91	12	4							
14	7	3	4				1		1	
15	10	61	41						3	
16	7	43	28						3	
17	113	35	7						2	
18	12	21	5						3	
19	10	81	49							
20	7	46	33						1	
21	58	82	26						1	1
22	7	32	23							
23	51	65	15							
24	14	51	22					3		
25	40	58	20					1		
26	10	27	46					2		
27	68	69	27	1				6		
28	30	41	32	2				4		
29	134	59	14	1				5		
30	18	40	50	4				3		
31	87	36	33	2			2	7		
32	38	22	43	12			4	7		
33	155	43	35	9			10	10		
34	25	21	52	11			14	9		
35	78	35	46	4			19	7		
36	36	20	30	13	1	1	24			
37	143	28	25	21			27	1		
38	40	23	17	13			14	2		
39	69	15	25	15	3		12	3		
40	28	13	45	28	3		16	2		
41	62	10	34	13	5		14			
42	25	6	41	21	1		7			
43	33	10	35	28	7		6	1		
44	21	5	27	39	6	1	8			
45	91	4	38	20	7		8			
46	28		48	31	5		7			
47	41	3	30	34	6	4	4			
48	21	1	29	30	7	2	4			
49	46	1	23	36	6	4	7			
50	30	1	29	24	3	2	2			
51	23	1	24	36	7	3	3			
52	17		27	28	9	5	2			
53	13		13	21	9	16	2			
54	8		28	25	7	36	3			
55	13	1	7	17	20	64				
56	15		18	33	13	55	2			
57	12	1	9	19	18	43				
58	8	1	7	25	14	37				
59	11		15	30	19	31	1			
60	7		8	21	13	37	2			
61	12		4	27	28	30	10			
62	9	1	9	22	24	39				
63	14	1	8	27	30	40				
64	11		11	31	21	37				
65	11		7	33	15	21				
66	5		2	51	36	25				
67	5		4	43	36	22				
68	4		4	30	30	25				
69	3		8	42	25	10				
70	3		3	51	29	17				
71	5			44	53	16				
72	3		2	22	42	21				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	5		18	25	41	12					
74	3		4	41	25	11					
75	2		2	35	44	13					
76	2		4	11	30	14					
77	1		10	25	35	7					
78			3	20	22	11					
79	3		5	26	19	22					
80	2		2	14	35	19					
81	1		1	16	52	13					
82	1		4	13	35	34					
83				26	55	18					
84			1	22	51	20					
85				10	44	65					
86	1			21	39						
87				22	47						
88				20	45						
89				13	37						
90	1			13	50						
91	1			18	67						
92				14	59						
93	13			16	411						
94				9							
95				21							
96			1	18							
97				70							
98											
99											
100											
101											
102											
103			1								
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113			1								
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125		1									
人員計	2,090	1,237	1,408	1,629	1,801	903	235	73	14	8	9,398
級別構成比	22.2%	13.2%	15.0%	17.3%	19.2%	9.6%	2.5%	0.8%	0.1%	0.1%	100.0%
平均給料月額	194,306	232,895	290,040	363,777	388,294	405,205	434,263	461,144	502,329	533,900	309,364
平均年齢	25.0	29.7	36.5	45.8	51.3	53.4	55.2	57.1	56.5	57.5	39.8

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。

2 人員計1の号給は空欄とした。

3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5								1	
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	143							1	
14	47								
15	43								
16	131								
17	33			1					
18	37								
19	18								
20	131		5						
21	34			1					
22	34		5						
23	27	1	5						
24	96	1	7						
25	15	2	1						
26	30	20	12						
27	16	23	4						
28	76	194	10						
29	187	25	2	2					
30	49	47	20	1					
31	35	33	9						
32	219	156	20	5					
33	38	37	10						
34	35	59	44	9					
35	13	36	26	2	2				10
36	16	158	80	4	4				
37	5	49	41	1	1				8
38	8	73	71	4	2				2
39	3	48	40	3					
40	2	141	103	7	3				10
41	5	38	35	4	2				2
42	3	66	67	12	1				3
43	4	52	51	6	1				3
44	6	98	74	12	5				2
45	4	41	45	3	1				27
46		43	68	12	5				
47	1	17	49	5	1	1			
48	3	20	94	14	10				
49		8	34	6	5				
50	1	13	79	23	8			1	
51	2	11	26	11	6	1			
52		8	70	20	7	1		15	
53		9	40	12	4			5	
54	2	9	69	25	12	1		3	
55		4	30	20	6			9	
56	2	6	78	29	16	3	8	7	
57		4	34	26	11	2		13	
58		6	72	36	13	3	7	5	
59		8	36	34	6	7	14	7	
60		7	68	62	13	2	13	4	
61		1	38	48	16	2	12	38	
62	1	2	61	65	15	9	8		
63		3	46	40	21	5	3		
64		3	81	93	19	3	5		
65		3	42	49	22	5	3		
66			82	86	24	7	7		
67		1	61	46	18	5	8		
68		2	80	84	29	10	7		
69		1	34	59	32	8	5		
70			89	91	39	11	3		
71		2	27	48	31	9	6		
72	1	1	76	73	40	9	2		
73			43	71	44	1	7		
74			51	62	28	7	4		
75			32	54	22	10	5		
76			48	63	32	6	1		

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
身給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
77			24	50	22	9	4			
78			30	68	29	8				
79			19	45	23	5	8			
80			27	60	20	9	2			
81			7	43	29	5	3			
82			12	57	23	14	2			
83			8	31	14	8	3			
84			15	52	19	5	3			
85			13	50	17	7	32			
86			6	54	10	4				
87			3	38	27	10				
88			6	43	23	30				
89			2	42	23	14				
90			2	29	18	12				
91			4	32	22	21				
92			1	28	21	23				
93			1	28	16	167				
94				27	23					
95			3	23	21					
96				24	20					
97			1	31	308					
98			1	21						
99				31						
100				19						
101				28						
102				26						
103				26						
104				15						
105				23						
106				24						
107				24						
108				25						
109				18						
110				17						
111				19						
112				16						
113				28						
114				18						
115				17						
116				16						
117				26						
118				15						
119				29						
120				31						
121				13						
122				38						
123				40						
124				55						
125				360						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
										全級
人員計	人 1,556	人 1,590	人 2,710	人 3,317	人 1,305	人 479	人 185	人 109	人 67	人 11,318
級別構成比	% 13.8	% 14.1	% 23.9	% 29.3	% 11.5	% 4.2	% 1.6	% 1.0	% 0.6	% 100.0
平均給料月額	円 212,277	円 249,602	円 292,647	円 371,425	円 409,064	円 422,519	円 436,584	円 452,793	円 474,876	円 322,532
平均年齢	歳 21.5	歳 27.0	歳 33.5	歳 44.1	歳 50.1	歳 51.4	歳 53.8	歳 54.7	歳 57.2	歳 37.4

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				1
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				1
18				
19				
20				
21				
22				
23				1
24				
25				
26		1		
27	1			
28				
29		1		1
30				1
31				
32				
33	1			
34				
35				
36				
37	1			
38				1
39	1		1	
40				2
41				
42				
43				
44				1
45				2
46		1		
47			1	1
48				1
49	1			1
50	2	2		1
51	1	1		1
52			1	
53				1
54			1	1
55	2	1	2	
56	1			
57	1	1	2	3
58				
59		1	1	1
60	1		1	
61	1		1	
62				1
63	1	2	1	
64				
65			1	
66		1		
67	1		1	
68			1	

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	人	人	人	人	
70	1	2	2		
71	1	1			
72					
73		1			
74	1				
75					
76			1		
77					
78					
79					
80					
81			1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88		1			
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101		1			
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 19	人 18	人 19	人 23	人 79
級別構成比	% 24.1	% 22.8	% 24.0	% 29.1	% 100.0
平均給料月額	円 321,500	円 391,772	円 432,689	円 496,487	円 415,199
平均年齢	歳 39.6	歳 47.9	歳 50.4	歳 55.4	歳 48.7

教育職給料表(二)

(高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務	1級		2級		3級		4級		5級	
	助教諭・実習助手		教諭		主幹教諭		副校長・教頭		校長	
支給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5		4								
6										
7				4						
8										
9		3		2						
10										
11				6						
12										
13		1		5						
14										
15		1		6						
16										
17				434						
18				3						
19		3		62						
20				13						
21				529						5
22		1		5						18
23				108						79
24		1		41						178
25		3		268						191
26				17						168
27				477						127
28		2		67						65
29		6		245						39
30		1		43						56
31		1		579						36
32		2		95						24
33				230						28
34				92						24
35		2		627						11
36		1		100		1				20
37		1		237						17
38		2		131						8
39		2		622						4
40				127						3
41		6		237						1
42		5		162		1				7
43		7		645		2				8
44		1		139						6
45		6		246						9
46		3		178		2				5
47		9		594		1				5
48		1		186		1				
49		2		22		4				
50		1		28				1		
51		8		58		2		1		
52		4		209				1		
53		9		162		4				
54				538		3				
55		1		243		3		1		
56		2		251		1		3		
57		9		182		1				
58		7		543		1				
59		1		232				1		
60		3		199		3		1		
61		9		192		1		2		
62		5		364		2		1		
63		3		210		2		9		
64		9		220		4		3		
65				175		3		7		
66				297		5		9		
67		1		142		1		15		
68		5		80		1		11		
69		1		16		2		4		
70		8		36				6		
71		8		121				9		
72		3		196				10		
73		4		194				13		
74		7		297				20		
75		4		217		2		23		
76		7		220		2		16		
77				175		1		34		
78		1		293				73		
79		1		209		3		102		
80		3		176		1		59		
81		5		174		2		41		
82		6		244		1		140		
83		6		188		2		67		
84		3		166		1		35		

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85	5	196			41	
86	4	249	2		87	
87	5	173	1		80	
88	4	144	4		51	
89	1	147	2		50	
90	1	190			74	
91		162			44	
92	3	154			61	
93	2	69	1		32	
94	3	28	6		24	
95		99	13		18	
96	1	160	19		16	
97		140	16		7	
98	4	150	21		7	
99	1	131	16		6	
100	2	154	7		2	
101	1	136	12		1	
102		127	6			
103		114	14			
104	1	135	12			
105	1	63	5			
106		17	5			
107	2	14	7			
108	1	60	4			
109	4	102	4			
110	2	115				
111	1	104				
112	2	88				
113		89				
114		105				
115		82				
116	1	99				
117	1	77				
118	1	88				
119	2	80				
120	3	95				
121	2	64				
122	3	74				
123	3	81				
124	1	77				
125		74				
126		90				
127		92				
128		126				
129	1	97				
130	2	89				
131	2	74				
132	1	107				
133	2	100				
134	3	105				
135	1	90				
136		110				
137	2	2				
138	1	138				
139	1	147				
140		164				
141		192				
142	1	264				
143		316				
144	1	408				
145		541				
146		545				
147		847				
148	1	972				
149		750				
150		752				
151		488				
152		148				
153		56				
154		30				
155		6				
156		5				
157		1				
158						
159						
160						
161	3	35				
人員計	311	27,224	243	1,319	1,142	30,239
級別構成比	1.0%	90.0%	0.8%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	269,111円	331,636円	403,593円	426,327円	441,776円	339,861円
平均年齢	34.6歳	39.0歳	51.1歳	52.2歳	56.9歳	40.3歳

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額及び給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
1					
2					
3					
4					
5		4			
6		1			
7			1		
8					
9		2			
10			1		
11		2	1		
12		2	2		
13		3			
14		2	2		
15					
16			1		
17		2			
18			5		
19			2		
20		1	1		
21		1			
22		3	2		
23		1	1		
24		1	4		
25		2	2		
26		1	3		
27		4	3		
28		2	2		
29		2	1		
30		2	1		
31		5	3		
32		6	3		
33		3	1		
34		1			2
35		4			2
36		2	6		2
37			3		
38			5		
39		4	1		
40		5	4		
41		3			
42		1	3		
43		2			
44			1		
45		1	4		
46		1	4		
47		3		1	
48		1	2	3	
49			1	3	
50		1	4		
51			1	3	
52		1	2	2	
53		1	1		
54			4	1	
55			2	2	
56			1	2	
57			1	1	
58			1	1	
59			2	2	
60			1	1	
61			1	1	
62			2	2	
63				1	
64			3	1	
65			2	6	
66				1	
67			1	5	
68			1	2	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
	人	人	人	人	人	人
69			1	4		
70			3	6		
71			2	5		
72			1	4		
73		1		5		
74				3		
75			1	4		
76				7		
77				7		
78			1	7		
79			1	8		
80				13		
81				68		
82						
83						
84						
85			1			
86						
87						
88						
89			1			
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計	人 1	人 84	人 118	人 182	人 6	人 391
級別構成比	% 0.3	% 21.5	% 30.2	% 46.5	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 260,080	円 355,907	円 438,665	円 475,733	円 375,511
平均年齢	歳 X	歳 29.2	歳 38.8	歳 52.8	歳 57.0	歳 43.6

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	1			
28				
29				
30				
31				
32	1			
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				
47				
48				1
49				1
50				
51				
52				
53				
54			1	2
55				
56				1
57				1
58				2
59				
60				
61				
62				
63				
64				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	全級
	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	
66				2	
67					
68					
69					
70			1		
71					
72					
73					
74					
75					
76			1		
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			2		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
人員計	人 2	人 -	人 6	人 10	人 18
級別構成比	% 11.1	% -	% 33.3	% 55.6	% 100.0
平均給料月額	円 343,850	円 -	円 523,433	円 564,030	円 526,033
平均年齢	歳 29.0	歳 -	歳 51.0	歳 59.5	歳 53.3

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9		2						
10		1						
11								
12		1						
13		3						
14		1						
15								
16								
17		10						
18		1						
19		9						
20								
21	1	10						
22		1						
23	4	10						
24		1	1		1			
25	1	4	1		1			
26		2		2				
27	5	7	7					
28		2	3			1		
29		4						
30	1	1	2	5				
31	4	11	1	2				
32	1	6	3	2	2	1		
33		4			1			
34			5	4				
35	1	7	1					
36		1	2	5				
37	2	3		3	1			
38		8	6	1	1			
39	2	8	2		6			
40		2		4	1			
41		3		2	2			
42		3		3	2			
43		4	3	2				
44		1		5	1			
45		3		1	1	2		
46		2		5	2	1		
47		2	1	1	3			
48		3		4		2		
49	2	4	1	4	2	1		
50		1		1				
51				1	2			
52	2	2		3	2			
53				3	3			
54				1	2	1		
55		4		3	1			
56		1	2	1		1		
57			3					
58	1	1		3	2			
59		2		1	1			
60		1		1	2			
61				1	2	1		
62				2	3	2		
63				1	6			
64				2	2	1		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66			1		1	3			
67				1	3	1			
68		2		1	2	1			
69				1	2	5			
70					1	9			
71					1	4			
72						2			
73				1		59			
74		1			2				
75									
76				1					
77					1				
78									
79					2				
80									
81					1				
82					2				
83									
84									
85					5				
86									
87		1							
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100		1							
101									
102									
103									
104									
105		3							
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	人 27	人 165	人 45	人 85	人 78	人 101	人 1	人 1	人 503
級別構成比	% 5.4	% 32.8	% 8.9	% 16.9	% 15.5	% 20.1	% 0.2	% 0.2	% 100.0
平均給料月額	円 200,100	円 235,493	円 272,500	円 315,725	円 369,176	円 406,714	円 X	円 X	円 306,402
平均年齢	歳 25.1	歳 30.6	歳 34.6	歳 39.1	歳 44.9	歳 53.3	歳 X	歳 X	歳 39.0

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 另給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		4					
18							
19							
20							
21		4					
22							
23							
24							
25							
26		1					
27			2				
28			1				
29		1	1	1			
30							
31		2	2	1			
32		1					
33		1	1				
34				4			
35			1				
36		1	1	1			
37		1	1				
38		1	2	1			
39		2					
40					1		
41		2		1			
42							
43		3	1				
44		1		2			
45		2					
46			1				
47		2	1	1			
48		2					
49			2	1		1	
50				2		1	
51		1	1				
52				2			
53		1		4			
54						1	
55			2				
56		1					
57							
58		1					
59		2					
60		1		1			
61			1				
62		2		4			
63		1					
64							
65		1					
66		1		1			
67		1		1		1	
68		2		1			
69		1		3			
70				1			
71		1					
72		1					
73							
74		1					
75		1			1		
76			1	1			
77		1		2			
78				2			
79		1					
80		2			1		

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
	人	人	人	人	人	人	人	人
81								
82		3		3	1			
83				1				
84				1				
85								
86			1	1				
87				1				
88								
89					3			
90						3		
91			1			2		
92		2				3		
93		2			1	2		
94						27		
95								
96								
97				1				
98				1				
99								
100		1						
101					1			
102				1				
103		2						
104								
105								
106								
107								
108								
109		1						
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	- 人	66 人	24 人	54 人	41 人	4 人	- 人	189 人
級別構成比	- %	34.9 %	12.7 %	28.6 %	21.7 %	2.1 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	268,065 円	293,033 円	339,915 円	391,807 円	421,400 円	- 円	321,853 円
平均年齢	- 歳	35.2 歳	37.2 歳	43.2 歳	54.5 歳	55.5 歳	- 歳	42.3 歳

海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

身給 職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17					
18					
19	1				
20	1		1		
21		2			
22					
23				1	
24					
25	1	1			
26					
27	1				
28					
29		1		1	
30		1			
31					
32					
33					
34				1	
35					
36		1		1	
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43	1			2	
44					
45					
46			1		
47				2	
48					
49					
50					
51				1	
52				2	
53					
54					
55				3	
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66				1		
67						
68						
69						
70				1		
71						
72						
73				1		
74						
75						
76						
77				1		
78				1		
79						
80				1		
81						
82						
83						
84				1		
85						
86						
87						
88				2		
89				5		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101			2			
人員計	人 5	人 7	人 4	人 28	人 1	人 45
級別構成比	% 11.1	% 15.6	% 8.9	% 62.2	% 2.2	% 100.0
平均給料月額	円 229,380	円 270,914	円 355,725	円 415,575	円 X	円 367,820
平均年齢	歳 23.4	歳 30.3	歳 44.3	歳 47.1	歳 X	歳 41.9

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	2	1				
16						
17		2				
18						
19	3	2				
20						
21						
22						
23	4	1				
24						
25	21	4				
26		1	1			
27	4	2				
28	3					
29	10	1				
30						
31	3	1				
32	1	2	1			
33	4	1				
34	1		1			
35	3		1			
36		1	1			
37	3	2				
38	3			1		
39	1		2			
40	1	1	1			
41	1		2			
42	1	1	1		1	
43		3			2	
44	2					
45	1					
46	2		1			
47		1	1			
48	3		1		1	
49	1	1			1	
50						
51			1			
52						
53			2		1	
54					1	
55					1	
56	4				1	
57						
58		1				
59	5		1			
60			1			
61						
62						
63						
64	1					
65						
66			1			
67						
68						
69	1				1	
70						
71			1		1	
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78					1	
79						
80	1					

身給	職務の級						全級
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
標準的な職務	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	課長・上席児童指導員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82					1		
83					1		
84					2		
85					3		
86							
87					1		
88							
89					3		
90					1		
91							
92							
93							
94					1		
95							
96							
97					6		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人員計	90人	29人	21人	32人	-人	-人	172人
級別構成比	52.3%	16.9%	12.2%	18.6%	-%	-%	100.0%
平均給料月額	205,543円	254,948円	318,543円	381,141円	-円	-円	260,339円
平均年齢	26.1歳	30.6歳	39.9歳	50.1歳	-歳	-歳	33.0歳

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	1
5	2
6	
7	
人員計	4

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成31年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	250			10	110	127	3				
	研究職給料表	24			6	18						
	医療職給料表(二)	18				2	8	8				
	医療職給料表(三)	3				2	1					
	海事職給料表	4				4						
	福祉職給料表	4			1	3						
教育職員	教育職給料表(二)	1,545		1,545								
警察官	公安職給料表	146				29	69	43	3	2		
給料表計		1,994										
60歳		687										
61歳		541										
62歳		359										
63歳		251										
64歳		156										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成31年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	212			5	81	126					
	研究職給料表	15			3	12						
	医療職給料表(二)	8					5	3				
	医療職給料表(三)	1				1						
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	0										
教育職員	教育職給料表(二)	920		920								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,156										
60歳		146										
61歳		198										
62歳		267										
63歳		301										
64歳		244										

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査
（民間給与関係）

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	347	79	33	48	137	50
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利 採取業, 建設業	25	4	2	3	8	8
製造業	118	21	8	16	55	18
電気・ガス・熱供給 ・水道業, 情報通信 業, 運輸業, 郵便業	56	12	4	10	21	9
卸売業, 小売業	36	12	5	5	13	1
金融業, 保険業, 不動 産業, 物品貸業	22	8	5	2	7	—
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	90	22	9	12	33	14

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が40所あった。
 2 調査対象事業所389所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた387所に占める調査完了事業所347所の割合(調査完了率)は、89.7%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	27.0 %	(38.9) %	(60.3) %	(0.8) %	73.0 %
高校卒	14.8	(38.2)	(60.3)	(1.5)	85.2

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	205,233 円
	短 大 卒	185,940
	高 校 卒	167,659
新 卒 事 務 員	大 学 卒	202,602
	短 大 卒	※ 175,893
	高 校 卒	167,146
新 卒 技 術 者	大 学 卒	210,817
	短 大 卒	189,562
	高 校 卒	168,342
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 215,637
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X
	高 校 卒	X
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	X
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	養 成 所 卒	X
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	X
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 215,611
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	—

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成28年3月大学卒業後、平成28年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成31年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		78.9%
配偶者に家族手当を支給する		(84.6%)
子に家族手当を支給する		(99.0%)
家族手当制度がない		21.1%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,442円
	配偶者と子1人	18,709円
	配偶者と子2人	24,694円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	58.8 %
支 給 し な い	41.2
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満

第16表 民間における特別給の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

項 目	支 給 額 等	
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	383,371 円
	上半期 (A 2)	385,853
特別給の支給額	下半期 (B 1)	843,028
	上半期 (B 2)	892,524
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.20 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.31
	年 間	4.51

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

部長級(非役員)		課長級		係員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
53.2%	46.8%	54.1%	45.9%	60.9%	39.1%

第18表 民間における給与改定の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
課長級	20.2%	15.3%	0.5%	64.0%
係員	32.4	10.1	0.4	57.1

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の内容

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

役職段階 \ 項目	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
課長級	34.9%	72.9%	48.9%
係員	43.3	74.5	50.7

(注) 定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である(複数回答)。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給中止	定期昇給制度なし
		増額	減額	変化なし			
課長級	89.1%	87.9%	18.7%	4.7%	64.5%	1.2%	10.9%
係員	93.4	92.5	20.6	5.8	66.1	0.9	6.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における定年制の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.2	84.9	14.3	0.8

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
		%	%	%
課長級		18.1	18.1	81.9
非管理職		24.1	24.1	75.9

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第23表において同じ)。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
%	%
75.8	78.3

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第24表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考	対 応 級	
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	43	52.0	770,647	3,431	767,216	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表2企業規模 50人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	27	52.4	819,929	441	819,488		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	15	52.9	706,683	75	706,608		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	11	52.7	704,843	269	704,574	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	52.2	787,351	422	786,929		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	53.5	559,384	0	559,384		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	457	52.3	654,001	1,455	652,546	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	327	52.1	685,571	1,252	684,319		
	短 大 卒	35	52.3	593,515	163	593,352		
	高 校 卒	95	53.2	565,342	2,607	562,735		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	294	52.7	722,086	2,280	719,806	同 上	同 上
大 学 卒	231	52.9	734,058	612	733,446			
短 大 卒	19	52.5	698,658	1,382	697,276			
高 校 卒	44	51.7	666,167	11,670	654,497			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	143	51.5	610,946	746	610,200	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	104	51.8	639,764	997	638,767			
短 大 卒	15	50.5	554,095	0	554,095			
高 校 卒	24	50.6	504,764	0	504,764			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	64	51.2	643,728	1,417	642,311	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	48	51.5	662,251	833	661,418		
	短大卒	5	50.4	580,981	3,427	577,554		
	高校卒	11	50.5	582,461	3,329	579,132		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	869	48.9	592,619	7,248	585,371	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大学卒	567	48.5	618,146	7,357	610,789		
	短大卒	75	49.7	554,566	5,690	548,876		
	高校卒	227	49.7	535,616	7,442	528,174		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	724	48.5	594,307	7,226	587,081	同 上	同 上
	大学卒	510	48.4	610,898	5,759	605,139		
	短大卒	58	47.7	556,840	5,642	551,198		
	高校卒	155	49.5	551,601	12,950	538,651		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	455	45.9	554,661	48,826	505,835	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	同 上
	大学卒	294	44.4	572,053	48,585	523,468		
	短大卒	49	46.4	466,001	30,892	435,109		
	高校卒	111	50.6	538,003	57,442	480,561		
	中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	311	44.8	520,719	42,463	478,256	同 上	同 上	
大学卒	233	44.1	526,187	41,820	484,367			
短大卒	28	49.3	513,172	50,208	462,964			
高校卒	50	47.5	488,258	42,111	446,147			
中学卒	—	—	—	—	—			

(注) 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	910	42.8	438,229	45,621	392,608	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	493	40.2	445,751	43,016	402,735		
	短大卒	106	43.7	406,839	45,098	361,741		
	高校卒	307	47.1	436,094	50,394	385,700		
	中学卒	4	33.5	335,839	46,182	289,657		
	技術係長	678	44.2	494,393	55,910	438,483	同上	同上
	大学卒	387	42.6	491,087	44,535	446,552	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長一係員 間）	同上
	短大卒	64	46.0	490,279	61,288	428,991		
	高校卒	225	47.3	503,415	78,669	424,746		
	中学卒	2	52.1	412,904	74,381	338,523		
	事務主任	973	41.8	403,991	45,670	358,321		
	大学卒	528	39.0	418,626	46,889	371,737	同上	同上
	短大卒	128	44.1	380,236	41,301	338,935		
	高校卒	315	45.8	388,022	44,994	343,028		
	中学卒	2	38.2	408,274	98,573	309,701		
	技術主任	646	41.9	455,785	70,225	385,560		
	大学卒	367	40.4	449,667	69,176	380,491	同上	同上
	短大卒	70	42.3	453,459	49,866	403,593		
	高校卒	207	44.0	466,073	78,625	387,448		
	中学卒	2	50.2	362,269	11,245	351,024		
事務係員	3,479	36.7	321,240	36,761	284,479			
大学卒	1,893	32.9	328,395	40,624	287,771	同上	同上	
短大卒	432	40.7	303,520	31,086	272,434			
高校卒	1,134	42.3	315,052	31,865	283,187			
中学卒	20	42.9	305,620	35,673	269,947			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,171	33.9	348,466	60,724	287,742		{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	1,289	31.5	355,058	65,314	289,744		
	短 大 卒	264	33.8	351,809	66,434	285,375		
	高 校 卒	613	38.8	333,633	49,138	284,495		
	中 学 卒	5	45.6	332,909	42,453	290,456		

2 企業規模500人以上

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	36	52.0	796,690	357	796,333	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	23	51.8	851,484	514	850,970		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	13	52.5	701,396	85	701,311		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	8	52.2	787,351	422	786,929	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	52.2	787,351	422	786,929		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	265	52.1	707,793	1,234	706,559	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	214	51.8	730,248	984	729,264		
	短 大 卒	16	54.0	618,770	254	618,516		
	高 校 卒	35	52.5	600,336	3,346	596,990		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	238	52.9	754,233	1,545	752,688	同 上	同 上
	大 学 卒	197	53.0	755,343	698	754,645		
短 大 卒	13	53.5	751,587	809	750,778			
高 校 卒	28	51.9	746,782	8,411	738,371			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	72	53.1	672,846	448	672,398	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	67	53.1	673,329	468	672,861			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	4	53.1	699,235	0	699,235			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	49	51.8	675,437	1,757	673,680	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	41	51.9	681,601	945	680,656		
	短 大 卒	2	52.2	638,012	6,702	631,310		
	高 校 卒	6	51.1	644,016	5,893	638,123		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	611	49.1	633,483	7,061	626,422	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	428	48.6	652,487	7,916	644,571		
	短 大 卒	48	50.2	590,793	3,334	587,459		
	高 校 卒	135	50.6	581,524	5,299	576,225		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	580	48.9	617,708	5,373	612,335	同 上	同 上
	大 学 卒	445	48.6	625,049	3,746	621,303		
	短 大 卒	35	48.6	605,021	1,899	603,122		
	高 校 卒	100	50.0	587,955	14,278	573,677		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	373	46.2	574,950	52,056	522,894	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	248	44.6	588,215	51,067	537,148		
	短 大 卒	40	47.2	475,389	33,084	442,305		
	高 校 卒	85	51.7	570,140	63,702	506,438		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	233	44.9	540,549	45,994	494,555	同 上	同 上	
大 学 卒	192	44.1	539,179	44,087	495,092			
短 大 卒	18	51.3	553,983	64,818	489,165			
高 校 卒	23	51.1	546,569	54,260	492,309			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	614	42.8	458,474	46,853	411,621	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	350	39.7	459,777	43,281	416,496		
	短大卒	65	44.3	419,214	48,892	370,322		
	高校卒	197	48.7	468,506	53,204	415,302		
	中学卒	2	31.6	367,870	74,513	293,357		
	技術係長	455	44.3	516,297	55,659	460,638	同 上	同 上
	大学卒	276	42.5	505,288	41,443	463,845	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級、4級）
	短大卒	41	47.1	516,222	66,657	449,565		
	高校卒	138	48.0	545,506	89,535	455,971		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	690	42.2	418,589	45,258	373,331		
	大学卒	403	39.3	430,961	46,830	384,131	同 上	同 上
	短大卒	85	44.2	383,587	41,109	342,478		
	高校卒	201	47.2	406,874	43,516	363,358		
	中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	473	42.6	474,730	70,558	404,172			
大学卒	272	41.3	464,874	69,200	395,674	同 上	同 上	
短大卒	47	43.3	485,142	52,645	432,497			
高校卒	153	44.3	485,887	78,236	407,651			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,943	35.8	332,502	41,713	290,789			同 上
大学卒	1,190	31.9	330,702	44,838	285,864			
短大卒	217	40.2	305,247	34,817	270,430			
高校卒	531	43.6	348,750	36,915	311,835			
中学卒	5	49.8	273,135	13,914	259,221			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	1,364	33.5	353,747	62,008	291,739		行政職 1級
	大 学 卒	843	31.0	358,423	66,702	291,721		
	短 大 卒	153	34.2	366,424	74,030	292,394		
	高 校 卒	366	38.5	338,643	47,308	291,335		
	中 学 卒	2	45.0	361,837	26,473	335,364		

3 企業規模100人以上500人未満

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	52.1	628,173	20,244	607,929	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	4	55.9	628,674	0	628,674		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	2	56.5	747,360	0	747,360		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	3	53.5	559,384	0	559,384	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	53.5	559,384	0	559,384		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	162	52.7	585,027	1,938	583,089	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	97	52.5	599,811	1,940	597,871		
	短 大 卒	17	51.5	588,300	87	588,213		
	高 校 卒	48	53.4	556,775	2,547	554,228		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	51	52.2	589,293	2,109	587,184	同 上	同 上
	大 学 卒	34	52.6	598,368	63	598,305		
	短 大 卒	5	52.4	600,515	0	600,515		
高 校 卒	12	51.2	562,258	8,063	554,195			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	64	49.7	542,604	1,199	541,405	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長 及び 部次長級専門職 中間職(部長一課 長 間)	同 上	
大 学 卒	36	49.3	574,587	2,159	572,428			
短 大 卒	13	50.0	549,735	0	549,735			
高 校 卒	15	50.3	456,021	0	456,021			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	14	48.9	535,182	217	534,965	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	7	48.9	545,750	160	545,590		
	短 大 卒	3	48.6	521,322	0	521,322		
	高 校 卒	4	49.3	523,551	499	523,052		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	225	48.2	477,010	5,009	472,001	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	128	48.1	482,648	3,866	478,782		
	短 大 卒	27	48.8	491,970	9,761	482,209		
	高 校 卒	70	48.1	461,194	5,091	456,103		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	124	46.9	488,739	12,455	476,284	同 上	同 上
	大 学 卒	57	45.3	495,506	19,396	476,110		
	短 大 卒	21	46.6	468,072	13,109	454,963		
	高 校 卒	45	48.7	490,419	4,215	486,204		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	75	43.1	420,678	28,589	392,089	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	41	42.0	435,797	27,818	407,979		
	短 大 卒	8	42.4	396,392	21,902	374,490		
	高 校 卒	25	46.0	410,058	33,451	376,607		
中 学 卒	X	X	X	X	X			
技術課長代理	72	44.4	442,761	27,123	415,638	同 上	同 上	
大 学 卒	38	43.7	435,935	21,682	414,253			
短 大 卒	10	44.7	420,722	17,112	403,610			
高 校 卒	24	45.3	461,257	39,080	422,177			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	237	42.2	381,338	41,546	339,792	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	114	41.1	394,910	39,331	355,579		
	短大卒	35	42.7	370,225	39,375	330,850		
	高校卒	86	43.4	370,320	45,927	324,393		
	中学卒	2	35.9	295,467	10,473	284,994		
	技術係長	211	43.9	431,960	58,869	373,091	同 上	同 上
	大学卒	108	42.4	433,098	57,440	375,658	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	短大卒	23	43.2	420,654	46,880	373,774		
	高校卒	78	45.9	434,041	63,753	370,288		
	中学卒	2	52.1	412,904	74,381	338,523		
	事務主任	234	40.8	362,349	46,568	315,781		
	大学卒	106	37.8	369,138	47,956	321,182		
	短大卒	38	43.6	374,487	43,167	331,320		
	高校卒	89	43.0	349,169	45,956	303,213		
	中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	128	37.8	376,262	68,527	307,735	同 上		
大学卒	75	35.5	392,819	71,050	321,769			
短大卒	12	35.3	303,102	36,950	266,152			
高校卒	40	42.2	369,125	74,613	294,512			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,273	38.6	310,221	29,814	280,407			行政職 1級
大学卒	607	35.4	328,576	31,340	297,236			
短大卒	192	41.9	305,710	26,479	279,231			
高校卒	461	41.3	289,541	29,028	260,513			
中学卒	13	40.3	305,736	34,765	270,971			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	675	34.8	342,866	59,437	283,429		行政職 1級
	大学卒	399	33.0	351,869	63,486	288,383		
	短大卒	76	33.9	322,025	41,715	280,310		
	高校卒	199	39.0	332,023	57,367	274,656		
	中学卒	X	X	X	X	X		

4 企業規模50人以上100人未満

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	30	53.0	512,107	1,050	511,057	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	16	53.3	529,588	1,267	528,321		
	短 大 卒	2	41.5	377,982	0	377,982		
	高 校 卒	12	54.1	505,238	895	504,343		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	5	50.0	499,012	34,306	464,706	同 上	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	4	51.8	488,046	39,882	448,164		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	7	50.9	533,850	0	533,850	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課 長間)	同 上	
大 学 卒	X	X	X	X	X			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	5	50.3	536,799	0	536,799			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	円 X	円 X	円 X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	33	49.0	458,901	26,721	432,180	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	11	49.3	473,561	19,391	454,170		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	22	48.9	451,442	30,451	420,991		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	20	47.5	448,711	36,618	412,093	同 上	同 上
	大 学 卒	8	49.6	450,719	48,407	402,312		
	短 大 卒	2	41.5	486,211	6,000	480,211		
	高 校 卒	10	47.3	439,883	34,943	404,940		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	7	48.7	508,881	30,349	478,532	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	5	47.0	478,819	33,165	445,654		
	短 大 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	高 校 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	6	44.6	368,875	31,106	337,769	同 上	同 上	
大 学 卒	3	48.0	378,520	78,667	299,853			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	3	42.3	362,567	0	362,567			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級		
		人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	59	44.6	418,484	46,788	371,696	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級		
	大学卒	29	43.2	430,554	52,704	377,850				
	短大卒	6	43.9	487,775	35,023	452,752				
	高校卒	24	46.5	389,341	41,982	347,359				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術係長	12	46.6	350,814	22,031	328,783	同 上	同 上		
	大学卒	3	46.7	399,317	54,772	344,545				
	短大卒	—	—	—	—	—				
	高校卒	9	46.6	336,511	12,376	324,135				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	事務主任	49	40.8	354,109	48,423	305,686			係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	19	37.7	367,934	42,449	325,485				
	短大卒	5	46.0	361,101	29,293	331,808				
	高校卒	25	42.2	342,902	56,051	286,851				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術主任	45	43.0	385,128	69,943	315,185			同 上	同 上
	大学卒	20	42.5	378,234	61,243	316,991				
短大卒	11	43.6	376,056	42,682	333,374					
高校卒	14	43.2	399,764	97,955	301,809					
中学卒	—	—	—	—	—					
事務係員	263	37.0	263,954	23,370	240,584	同 上	行政職 1級			
大学卒	96	32.9	283,408	28,860	254,548					
短大卒	23	34.1	254,089	24,711	229,378					
高校卒	142	39.9	250,886	18,493	232,393					
中学卒	2	43.5	398,354	105,681	292,673					

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	132	35.6	284,484	44,701	239,783		行政職 1級
	大学卒	47	32.3	280,757	39,983	240,774		
	短大卒	35	30.1	305,591	67,650	237,941		
	高校卒	48	41.0	274,552	34,983	239,569		
	中学卒	2	54.0	304,875	56,284	248,591		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	5	55.4	229,343	0	229,343	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	3	45.3	376,214	90,180	286,034	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	4	51.5	306,162	8,696	297,466	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	8	57.8	888,189	0	888,189	
	大 学 教 授	88	57.2	731,043	1,751	729,292	
	大 学 准 教 授	70	49.3	607,232	0	607,232	
	大 学 講 師	47	45.8	528,929	0	528,929	
	大 学 助 教	16	38.7	444,542	0	444,542	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	4	59.9	592,356	3,018	589,338	
高 等 学 校 教 諭	71	46.0	501,378	11,977	489,401		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	6	52.8	784,991	0	784,991	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	66	50.9	668,552	2,394	666,158	
	研 究 室 (係) 長	70	44.2	551,524	37,939	513,585	
	主 任 研 究 員	146	41.0	512,887	45,598	467,289	
	研 究 員	120	32.7	411,038	65,974	345,064	
研 究 補 助 員	23	39.9	370,192	43,796	326,396		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上
	副 院 長	X	X	X	X	X	
	医 科 長	—	—	—	—	—	
	医 師	3	47.4	1,606,066	0	1,606,066	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	8	50.4	441,697	7,551	434,146	
	薬 剤 師	47	41.3	332,003	11,435	320,568	
	診 療 放 射 線 技 師	46	38.7	334,955	14,925	320,030	
	臨 床 検 査 技 師	49	40.2	307,856	19,425	288,431	
	栄 養 士	30	39.6	298,882	23,471	275,411	
	理 学 療 法 士	74	32.0	313,052	13,606	299,446	
	作 業 療 法 士	59	35.2	303,517	11,651	291,866	
総 看 護 師 長	5	57.2	656,418	56,392	600,026	部下に看護師長5人以上	
看 護 師 長	79	47.1	428,711	36,501	392,210	部下に看護師又は准看護師5人以上	
看 護 師	231	39.6	376,901	60,001	316,900		
准 看 護 師	100	47.8	353,809	77,200	276,609		

その3 再雇用者

企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	2	60.0	633,415	0	633,415	その1給与比較の対象職種の備考欄参照
	事務・技術部長	29	62.3	531,564	148	531,416	
	事務・技術部次長	2	63.1	375,058	0	375,058	
	事務・技術課長	16	63.4	436,826	8,991	427,835	
	事務・技術課長代理	14	62.1	309,001	22,966	286,035	
	事務・技術係長	28	61.8	292,935	10,080	282,855	
	事務・技術主任	27	61.2	293,973	29,888	264,085	
	事務・技術係員	436	61.8	271,538	12,457	259,081	

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模 500人以上の事業所	企業規模 100人以上 500人未満の事業所	企業規模 50人以上 100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長	/	/
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	/
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	支店長・工場長 部長・部次長
5級	班長・副主幹			課長
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

職員給与と民間給与との比較

第25表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
369,368 円	368,797 円	571 円 (0.15 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成31年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、平成31年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成31年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成31年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（千葉市・勤労者世帯）における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第26表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,600 ^円	43,490 ^円	53,850 ^円	64,200 ^円	74,560 ^円
住居関係費	39,050	31,330	33,740	36,150	38,560
被服・履物費	2,800	7,880	8,760	9,640	10,510
雑費Ⅰ	44,590	39,560	67,220	94,860	122,520
雑費Ⅱ	8,180	19,190	23,300	27,420	31,550
計	122,220	141,450	186,870	232,270	277,700

勞 働 經 濟 指 標

第27表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所定内 (調査)		
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (倍)	千 葉 県 (倍)		全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県		
						一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
平成29年度	1.9	1.3	1.54	1.28	2.7	294.1	0.4	356.9	267.9	1.2	347.0	269.0	0.6	324.8
30年度	0.7	0.5	1.62	1.33	2.4	296.0	0.6	359.2	270.9	1.1	353.6	270.7	0.6	326.9
平成30年4月		0.5	1.60	1.34	2.5	298.5	0.2	361.5	272.8	0.0	357.1	272.4	0.3	328.2
5月	0.5	0.6	1.61	1.35	2.3	294.5	0.8	355.6	268.1	△ 0.1	348.8	269.9	0.8	324.4
6月		0.5	1.61	1.35	2.5	296.8	0.8	358.4	270.1	0.9	351.5	271.8	0.6	326.5
7月		0.2	1.62	1.36	2.5	296.4	0.8	358.9	270.0	1.4	351.8	271.4	0.6	327.0
8月	△ 0.5	0.3	1.63	1.37	2.4	295.5	1.1	357.4	270.1	1.6	352.6	270.8	1.1	325.9
9月		0.1	1.63	1.35	2.4	295.5	0.5	358.1	266.8	0.0	348.4	271.2	0.6	327.1
10月		0.1	1.62	1.34	2.4	298.3	1.1	361.5	270.4	1.4	353.8	272.6	1.1	328.7
11月	0.4	0.1	1.63	1.34	2.5	298.7	1.4	361.6	271.3	0.8	353.6	272.2	1.3	327.7
12月		0.1	1.63	1.33	2.4	297.6	0.9	360.7	269.6	△ 0.8	352.8	271.5	1.0	327.5
平成31年1月		1.3	1.63	1.28	2.5	291.9	0.0	356.9	275.5	3.3	357.4	267.1	△ 0.1	325.0
2月	0.5	1.2	1.63	1.27	2.3	292.8	0.3	358.8	272.6	3.1	354.7	267.6	0.2	326.2
3月		1.1	1.63	1.31	2.5	295.3	△ 0.1	361.1	273.5	2.1	360.4	269.7	△ 0.2	328.0
4月		1.1	1.63	1.37	2.4	299.5	0.3	364.4	280.1	2.7	365.1	273.4	0.3	330.8
令和元年5月	0.3	0.8	1.62	1.38	2.4	294.8	0.1	357.6	274.2	2.3	357.6	269.4	△ 0.1	325.2
6月		1.0	1.61	1.34	2.3	297.6	0.3	361.0	276.4	2.2	360.8	272.4	0.3	328.7

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月(注)1 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成27年基準である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。(全国の数値は「本系列」の値である。)

給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
			千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		
(千円)	前年度比・ 前年同月比	一般 労働者	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比	(千円)	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
	(%)	(%)								(%)		(%)	(%)	(%)	(%)
243.3	1.0	312.4	25.2	24.6	147.8	143.2	12.6	12.3	313.0	1.2	314.7	△ 8.2	0.7	0.6	2.7
246.2	1.2	318.3	25.3	24.7	146.8	140.3	12.5	11.8	318.3	1.7	355.8	13.1	0.7	0.5	2.2
246.6	△ 0.2	319.7	26.1	26.2	150.8	142.7	13.0	12.0	335.0	1.5	382.8	9.8	0.6	0.3	2.2
242.6	△ 0.5	312.7	24.6	25.5	146.5	141.5	12.4	12.0	312.4	△ 0.9	327.2	19.0	0.7	0.6	2.7
245.4	0.9	316.3	25.0	24.6	152.5	144.4	12.4	11.7	292.0	△ 1.6	294.6	9.5	0.7	0.4	2.9
245.2	1.5	316.5	25.0	24.8	150.8	143.6	12.4	12.1	310.0	0.4	412.0	37.1	0.9	0.5	3.1
245.8	1.7	317.9	24.7	24.3	145.9	141.0	11.8	11.1	319.9	6.1	365.0	14.1	1.3	1.0	3.1
243.4	0.0	314.9	24.3	23.5	143.3	137.2	12.2	11.5	302.7	2.5	324.3	20.6	1.2	0.7	3.0
246.2	1.3	319.2	25.7	24.2	150.2	142.3	12.9	11.9	315.4	0.5	388.9	23.3	1.4	0.8	3.0
246.2	0.8	317.7	26.5	25.2	153.6	144.4	13.1	12.0	303.5	0.8	398.6	42.0	0.8	0.5	2.3
244.3	△ 0.6	316.9	26.1	25.3	145.9	139.5	12.8	12.1	351.0	△ 0.3	355.3	7.0	0.3	0.1	1.4
250.5	3.4	322.2	24.8	25.0	136.6	134.6	12.1	11.6	325.8	2.6	308.3	△ 16.9	0.2	0.0	0.5
248.2	3.4	320.0	25.2	24.4	142.1	135.1	12.5	11.2	302.8	4.7	373.9	21.8	0.2	0.4	0.9
249.5	2.4	325.7	25.6	24.0	144.1	137.2	12.8	11.9	348.9	4.2	338.8	△ 12.7	0.5	0.8	1.3
254.8	3.3	329.1	26.1	25.2	148.7	141.9	13.1	11.8	337.2	0.7	373.8	△ 2.3	0.9	0.9	1.3
249.9	3.1	323.0	25.3	24.3	141.4	137.4	12.4	11.7	332.3	6.4	318.1	△ 2.8	0.7	0.7	0.7
252.5	2.8	326.6	25.2	23.9	147.4	140.8	12.3	11.3	308.4	5.6	310.9	5.5	0.7	0.9	△ 0.2

勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人 事 院 勸 告

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 12,500 民間事業所の約 55 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09% [行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢 43.4歳]
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に關する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

